

権利擁護にかかる支援制度について

認知症や知的・精神障がい等で判断能力が不十分または判断能力に不安があり、不利益を被る可能性がある人を守る制度

○ 成年後見制度(法定後見)

- 法的に権限を与えられた「後見人」等が、本人に関する福祉サービスの利用契約や財産管理などを行い、生活を支援する制度
- 本人・親族などが家庭裁判所に申立てを行い家庭裁判所が調査等の上、審判し、後見人等を選任

○ あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)

- 各区社会福祉協議会が実施しており、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用補助や金銭管理をお手伝いする事業
- 大阪市が事業に対し、補助金を交付

